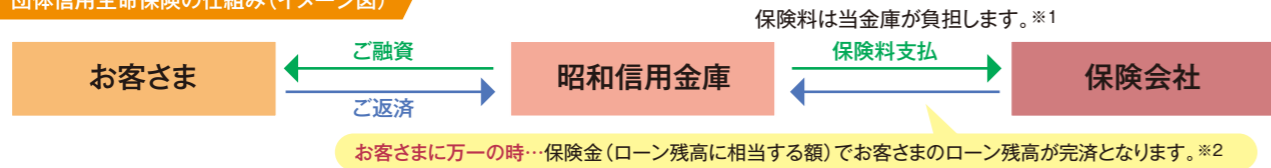


団体信用生命保険のご案内

団体信用生命保険は、金融機関または保証会社を保険契約者とし、住宅ローンをご利用のお客さまを被保険者とする**生命保険契約**です。

お客さまが保険期間中にもしも、「お亡くなりになられたとき」「高度障害状態になられたとき」または「余命が6か月以内と判断されたとき」のいずれかに該当した場合に、保険会社から当金庫に支払われる保険金（ローン残高に相当する額）でお客さまの住宅ローン残高が完済となる仕組みです。保険金が支払われた場合には、残されたご家族が住宅ローンを引き継ぐことはなくなります。
団体信用生命保険による「もしも」の備えがあれば、「安心・充実したマイホームライフ」をお過ごしいただけます。

団体信用生命保険の仕組み（イメージ図）



*1 各保険特約に相当する保険料率を住宅ローン金利に上乘せします。
 *2 保険金の支払いには制限条件があります。保険金が支払われた場合であっても、利息の一部をご負担いただく場合がございます。



マイホームを購入したいけれど高く住宅ローンが申し込めないかもしれない。どうしよう??

そんなときは夫婦や親子等で協力して借入額を増やすことができる**ペアローン**がおススメです。

	連帯債務型	ペアローン型
住宅ローンの契約	1本（夫または妻）	2本（夫と妻の双方）
債務負担	夫婦一方が主債務者、残り一方が連帯債務者	夫婦双方が、債務者 夫婦双方で、連帯保証
団信名称	複数名加入	連生
保証会社	全国保証 株式会社	一般社団法人 しんきん保証基金
上乗せ金利	住宅ローン金利 +0.4%	住宅ローン金利 +0.5%
ご利用いただける方	戸籍上のご夫婦のほか、婚姻関係にある方、内縁関係にある方、同性パートナー関係にある方	戸籍上のご夫婦のほか、婚姻関係にある方、内縁関係にある方、同性パートナー関係にある方
特徴	主債務者および連帯債務者がそれぞれの債務割合に応じた付保割合で加入し、加入者が保険金のお支払い事由に該当された場合は付保割合に応じた保険金が支払われます。	主債務者および連帯債務者がそれぞれ債務額の100%を保険金額として加入し、いずれか一方が保険金のお支払い事由に該当された場合に、保険金が支払われローンは完済となります。
団体信用生命保険の種類	一般団信「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」	

令和8年3月よりお取扱い開始

ご注意：当リーフレットに記載の団体信用生命保険の契約者は、信金中央金庫または全国保証株式会社です。これらの保険の詳細については、各商品の「申込書兼告知書」に添付の「重要事項に関するご説明」をお読みください。

選べる団信

種類	一般団信	がん団信	3大疾病団信	(一般団信+就業不能【一般付保用】) あんしんサポート団信	(3大疾病団信+就業不能【3大疾病付保用】) フルサポート団信										
上乗せ金利	住宅ローン金利	住宅ローン金利 +0.3%	住宅ローン金利 +0.3%	住宅ローン金利 +0.2%	住宅ローン金利 +0.35%										
商品名	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険										
支払事由	死亡・高度障害 余命6か月以内と判断されるとき	死亡・高度障害 悪性新生物* 余命6か月以内と判断されるとき	死亡・高度障害 3大疾病 余命6か月以内と判断されるとき	死亡・高度障害 就業不能 余命6か月以内と判断されるとき	死亡・高度障害 就業不能 3大疾病 余命6か月以内と判断されるとき										
<p>所定のお支払い事由に該当されたら、住宅ローンの返済が不要になります。</p> <p style="text-align: right;">※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部をご負担いただく場合があります。</p>															
保険金額	2億円以内	2億円以内	2億円以内	1億円以内	1億円以内										
加入時年齢	全国保証	満20歳以上満65歳未満	満20歳以上満50歳未満	満20歳以上満50歳未満	満20歳以上満50歳未満										
	しんきん保証基金	満20歳以上満70歳未満	満20歳以上満51歳未満	満20歳以上満51歳未満	満20歳以上満51歳未満										
特徴 注意事項	死亡または高度障害状態の場合、余命6か月以内と判断されたときにローン残高相当額が支払われます。	一般団信の保障に加え、がん保険金の支払事由（悪性新生物*1）に該当したときにローン残高相当額の保険金が支払われます。	一般団信の保障に加え、3大疾病（悪性新生物*1・急性心筋こうそく*2・脳卒中*2）で所定の状態に該当したときにローン残高相当額の保険金が支払われます。	一般団信の保障に加え、病気*3やケガで働けない状態（就業不能状態*4）が3か月を超えて継続したときローン返済額と同額の給付金が支払われ、さらに就業不能状態が12か月を超えて継続したときにローン残高相当額の保険金が支払われます。	3大疾病団信の保障に加え、病気*3やケガで働けない状態（就業不能状態*4）が3か月を超えて継続したときローン返済額と同額の給付金が支払われ、さらに就業不能状態が12か月を超えて継続したときにローン残高相当額の保険金が支払われます。										
	<p>リビング・ニーズ特約って？</p> <p>被保険者が保険期間中に、余命が6か月以内と判断されるとき、特約保険金が支払われる生命保険特約のことです。</p>	<p>*1) 所定の悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、保障開始日より前に診断確定された所定の悪性新生物、保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物および当該悪性新生物の90日経過後の再発・転移等はお支払対象となりません。</p>	<p>*2) 保険期間中に急性心筋こうそく・脳卒中を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断された場合</p>	<p>*3) 精神障害や薬物依存等はお支払対象となりません。 *4) 就業不能状態とは、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院をしているか、または下記の一般状態区分表の4もしくは5に該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていることをいいます。</p>											
				<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。(例えば軽い家事、事務など)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なおもあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。</td> </tr> </table>	1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる。	2	軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。(例えば軽い家事、事務など)	3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なおもあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している。	4	身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能。	5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。	
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる。														
2	軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。(例えば軽い家事、事務など)														
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なおもあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している。														
4	身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能。														
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。														